

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2019年（令和元年） June 6月号

令和元年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について



安全第一のはじまり（1912年 足尾銅山）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和元年度	
全国安全週間実施要綱及び説明会日程について	2～3
令和元年度全国安全週間説明会のご案内	4
平成30年臨検監督実施結果について	5
梅雨期の労働災害防止対策について	6
熱中症を防ごう！	6
災害に学ぶ ～伝わったと思ったが～ 林業災害～	7
新規学卒者の職業紹介状況	8
平成31年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報値）	8
平成31年度業務改善助成金のご案内	9～10

県内のみなさまに改正労働基準法をお知らせしたい！	11
鹿児島働き方改革推進支援センターのご案内	12
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内	13
夏の生活スタイル変革（ゆう活）	
はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方	14
令和元年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内	15
第78回全国産業安全衛生大会のご案内	16
令和元年度鹿児島地区出張特別試験のご案内	
～労働安全衛生法に基づく免許試験～	17
令和元年7月の講習開催のご案内	18

さくらじま

元号改正を挟み、今回のGWは破格の10連休となり、これを利用して帰省することとした。とはいえ、赴任して1か月弱であり、特段、「帰省」の感覚ではなく、「荷物整理に戻った」だけである。車は赴任と共に鹿児島に持ってきたため、東京では実家のマニュアル車を運転した。久々のクラッチ操作には難渋したが、クリープ現象もなく、ギアチェンジにクラッチ操作が必要なため、昨今報道されているペダルの踏み違い事故等も減少するのではないかと改めて感じた。ただし、操作に疲労感を覚えたのはオートマ車に慣れている以上に都心の車の運転マナーが良くないことも一因かもしれない。割り込み、車間距離を詰めるなど、ま

た、路上停車も頻繁に見られる。一方、鹿児島の運転マナーは良いのではないかと感じている。横断歩道を渡ろうとする人がいれば、車は停止するし、車の進路を塞ぐ割り込みも見られない。交通量が違うのかもしれないが、ゆとりある運転を実践していることを印象付けられた。平成30年の交通安全白書によれば、交通事故発生件数及び負傷者数は13年連続で減少し、死者数も減少傾向にあるという。今後は、ゆとりのある運転を心がけ、事故のない安全な社会に貢献できるようにゴールド免許で令和最初の免許更新を迎えたい。末筆ながら、読者諸氏にとって、「令和」という時代が希望に満ち溢れた健康で平和な時代になるように心から祈念する次第である。

令和元年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和元年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ 林業の労働災害防止対策
- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等

- に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適應する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和元年度全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島県管内	6月5日(木)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館大会議室
	6月6日(木)10時00分～	一般	基準協会	同上
	6月7日(金)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月7日(金)14時00分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月10日(月)13時30分～	一般	基準協会	枕崎市民会館第1会議室（2階）
	6月11日(火)10時00分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月11日(火)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市民会館第2会議室（2階）
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	凌雲閣
	6月14日(金)14時00分～	一般	基準協会	ホテルアクア串木野
	6月18日(火)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合ロシティホール
	6月19日(水)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月21日(金)10時00分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月24日(月)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月25日(火)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月26日(水)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
	6月7日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
川内署管内	6月11日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月12日(水)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月13日(木)14時00分～	一般	基準協会	出水市中央公民館
	6月14日(金)10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
	6月5日(木)13時30分～	建設	建災防	大根占建設会館
鹿屋署管内	6月11日(火)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月14日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月20日(木)13時30分～	一般	基準協会	志布志市文化会館
	6月11日(火)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月11日(火)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
加治木署管内	6月12日(水)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	加音ホール
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月3日(月)10時00分～	建設業以外	基準協会	奄美振興会館（奄美文化センター）
	6月7日(金)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
	6月11日(火)10時00分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月12日(水)10時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館
	6月14日(金)10時00分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館
	6月18日(火)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館
	6月25日(火)14時00分～	全業種	合同	喜界町中央公民館

平成30年立入調査の実施結果について (約6割の事業場に法違反)

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は平成30年に管下5労働基準監督署において実施した立入調査*の実施結果を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1 立入調査の実施件数及び違反率

- (1) 平成30年に実施した立入調査件数は1,638件で、このうち973件(59.4%)で労働基準関係法令違反が認められました。
- (2) 立入調査の件数を業種別に見ると、建設業が523件(違反率60.4%)、製造業が344件(違反率50.3%)、商業が189件(違反率63.5%)、保健衛生業が182件(違反率61.0%)の順になっています。

2 立入調査における主要な法違反の状況

- (1) 労働基準法関係
- 「労働時間」に関するもの・・・315件(19.2%)
36協定の締結・届出なく残業させていたもの
届け出た36協定の上限時間を超えて労働させていたもの 等
- 「割増賃金」に関するもの・・・218件(13.3%)
法定の割増率による割増賃金を支払っていないもの
固定残業代制度で定額を超える時間外・休日労働を行わせたのに、差額の残業代を支払っていないもの 等

- (2) 最低賃金法関係
- 「最賃効力」に関するもの・・・43件(2.6%)
最低賃金に満たない金額で賃金を支払っていたもの
- (3) 労働安全衛生法関係
- 「安全基準」に関するもの・・・286件(17.5%)
機械に安全装置を設置していなかったもの
高さ2m以上の高所作業で墜落防止措置を講じていなかったもの 等
(作業床の設置、作業床の端・開口部への手すりの設置、墜落制止用器具*の使用等)
- 「健康診断」に関するもの・・・185件(11.3%)
定期健康診断、有害業務従事者への特殊健康診断の未実施 等

- * 立入調査とは
- 労働基準法などの法令遵守を目的に、労働基準監督官が実施する立入検査のことです。立入調査の結果、問題が認められた場合には、法違反の是正を勧告するなどにより改善を図っていただくこととなりますが、行政指導によっても改善が図られない場合には、司法処分を行うなど厳正に対処していくことにしています。
- * 「安全帯」の名称は平成31年2月1日から「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件が見直されています。

平成30年監督実施状況及び措置状況

鹿児島労働局

業種	臨検監督実施件数	違反事業場数	違反率（％）	違反状況（労働基準法）						最賃法		違反状況（労働安全衛生法）											
				15条	32、34 35、40条	37条	89条	107条	108条	4条または 23、24条	4条	10、11 12、15 17、18 19条	14条	20・25条	20・25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条		
				の労働条件明示	関係労働時間	割増賃金	就業規則	名簿労働者	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	管理体制	安全衛生主任者	作業	安全基準	衛生基準	事業者等	特定元方	自主検査	教育	安全衛生	就業制限	測定
1 製造業	344	173	50.3%	24	69	35	16	5	13	10	4	22	11	60	12	0	24	10	6	7	30		
2 鉱業	7	6	85.7%	1	3	3	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	2		
3 建設業	523	316	60.4%	5	13	10	2	1	4	4	1	2	22	175	13	56	18	5	18	0	13		
4 運輸交通業	100	70	70.0%	12	53	19	8	0	12	5	1	10	1	10	0	0	4	1	2	0	20		
5 貨物取扱業	6	5	83.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	1	0	2	0	1		
1号～5号 中計	980	570	58.2%	42	138	67	27	6	30	19	6	35	35	251	25	56	49	16	28	7	66		
6 農林業	47	26	55.3%	2	2	2	0	0	2	2	0	1	0	13	0	0	4	2	1	0	11		
7 畜産・水産業	19	12	63.2%	2	0	1	4	0	3	1	1	0	0	4	0	0	2	1	1	0	3		
8 商業	189	120	63.5%	29	60	53	20	4	23	13	10	14	2	8	1	0	5	0	1	1	27		
9 金融広告業	16	5	31.3%	0	2	5	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
10 映画・演劇業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11 通信業	7	3	42.9%	1	0	1	1	1	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
12 教育研究業	21	19	90.5%	4	9	11	3	1	3	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	6		
13 保健衛生業	182	111	61.0%	12	40	48	20	5	15	11	14	17	7	1	8	0	1	0	0	2	36		
14 接客娯楽業	102	67	65.7%	20	40	17	18	1	15	8	12	9	0	2	0	0	0	0	0	0	22		
15 清掃・と畜業	27	13	48.1%	5	7	2	2	1	1	2	0	0	0	5	1	0	2	1	1	2	4		
16 官公署	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17 その他の事業	48	27	56.3%	4	17	11	10	0	3	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	5		
6号～17号 中計	658	403	61.2%	79	177	151	81	13	68	41	37	53	9	35	10	0	14	4	4	5	119		
合計	1,638	973	59.4%	121	315	218	108	19	98	60	43	88	44	286	35	56	63	20	32	12	185		
違反条文ごとの割合				7.4%	19.2%	13.3%	6.6%	1.2%	6.0%	3.7%	2.6%	5.4%	2.7%	17.5%	2.1%	3.4%	3.8%	1.2%	2.0%	0.7%	11.3%		
全国	151,360	91,746	60.6%	13,051	33,644	20,975	9,908	1,295	11,877	5,111	3,790	8,462	5,021	23,679	4,992	4,943	6,400	1,699	1,326	2,790	22,109		
違反条文ごとの割合				8.6%	22.2%	13.9%	6.5%	0.9%	7.8%	3.4%	2.5%	5.6%	3.3%	15.6%	3.3%	3.3%	4.2%	1.1%	0.9%	1.8%	14.6%		

* 畜産業の労基法37条違反(割増賃金)は深夜労働に係る違反

梅雨期の労働災害防止対策

鹿児島労働局健康安全課

今年も梅雨の季節となりました。全国的に梅雨時期は大雨による土砂崩壊災害などが懸念され、通勤及び通常時の作業はもちろん、災害復旧現場作業においても十分な注意が必要です。

平成26年1月から平成30年12月までの5年間に鹿児島労働局管内で発生した土砂崩壊を原因とする休業4日以上労働災害件数は7件で、うち死亡災害が1件でした。工事の種類では、建物の基礎工事、治山工事、浄化槽設置工事、災害復旧工事などの工事現場で発生しています。

以上を踏まえ鹿児島労働局では、特に梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期していただくよう、建設業者等の関係者に対し、次の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその確実な実施をお願いしています。

「安全第一」を基本に考え、気象情報などの早めの把握と当該情報などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。

当該点検結果を踏まえ、作業計画を定めこれに基づき作業を行うこと。

なお、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。

- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき対策を講ずること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講ずること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握の整備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
☐ 作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるように余裕を持った作業計画をたてましょう。
☐ 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
☐ 服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。
☐ 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
☐ 熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
☐ 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国農業協同組合【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R元.5)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1 □ 暑さ指数（WBGT値）の把握	
STEP 1	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。
STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。	
STEP 2	
☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐ 休憩場所の整備	
☐ 涼しい服装など	
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経系の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐ 日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。
STEP 3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。	
STEP 3	
☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか	
☐ 各労働者が暑さに慣れているか	
☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか	
☐ 各労働者の体調は問題ないか	
☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい	
□ 異常時の措置 ～少しでも異常を感じたら～ ・一旦作業を離れる ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない	

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分・塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



災害に学ぶ

伝わったと思ったが

鹿児島労働局労働基準部安全衛生課

1 はじめに

林業の災害の多くは伐木作業中に発生しており、平成30年は、林業以外の業種でも伐木作業中に死亡災害が発生しています。

伐木作業での労働災害防止を目的として、令和元年8月1日から労働安全衛生規則等の伐木作業等の安全対策が改正となります。

主な改正点は次のとおりです。

- ① 伐木の直径で区分されていたチェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育が統合し、時間数が増えます。
- ② 受け口を作るべき立木の対象を胸高（きょうこう）直径40cm以上から20cm以上に拡大します。
- ③ かかり木の速やかな処理等が義務付けられます。
- ④ 伐木する立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には当該立木の伐木の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせないこと等が規定されます。
- ⑤ チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣等を着用させることが義務付けられます。今回は、規則改正前に発生した死亡災害について説明します。

2 災害発生状況

災害発生日に作業を行ったのは4名（Aさん、Bさん、Cさん、被災者）で、Bさんと被災者は臨時社員でした。

災害発生日の午前中に、伐倒、玉切り、集材作業を行い、昼の休憩後、午後1時から作業を再開しました。

Aさんと被災者は、引き続き伐倒作業を行い、Bさんは引き続きグラップルを使用して集材作業を行いました。Cさんは午前中に引き続き、現場から一般道路近くの集材箇所まで玉切した木の運搬作業を行いました。

午後2時頃、Aさんは、伐木作業をAさん1名が行うように変更し、被災者には伐倒木の玉切作業を行うように指示しました。このときAさんは、伐倒方向は北東側であることをBさん、被災者に説明しました。

Aさんはその場所で1本目の木を伐倒し、Bさんはこの伐倒木をグラップルで引き出し、被災者はその伐倒木の玉切り作業に取り掛かりました。

続いてAさんは、2本目となる、樹高が約25メートルの杉の伐倒作業に取り掛かりました。チェーンソーで伐倒方向側から受け口を切り込み、次に受け口と反対側から追い口を入れ、くさびを入れました。

Aさんは、ここで一旦作業を中断し、Bさんと被災者の作業の様子を確認しました。

Aさんは、Bさんが玉切り作業を終えてグラップルに乗る時に、ホイッスルを鳴らして伐倒の合図を行いました。

これに対し、BさんはAさんに向かって手を上げて応答し、グラップルを南側に移動させました。

しかし、被災者からはAさんの伐倒の合図に対する応答はありませんでした。

被災者は、玉切り作業後に、Bさんが乗っているグラップルの東側に向かって歩いていきました。

Aさんは、被災者がグラップルで死角になり見えなくなった時点で作業を再開し、さらに追い口を切り込んで行き、くさびを打ち込んだことで木は倒れ始め予定どおり北東側に倒れました。

ところが、木が倒れる直前に被災者はその木の伐倒方向におり、倒れてきた木に激突され被災しました。

Aさんは、伐倒作業を再開後はBさんと被災者の様子は見ておらず、災害が発生したことはBさんから教えられて初めて知りました。

その後、被災者は救急車で病院へ搬送されましたが、搬送先の病院で亡くなりました。

3 災害の原因と対策

- ① 今回の災害の発生原因は次のように考えられます。
 - ・ 伐倒する立木の樹高の2倍の距離の範囲内で伐倒者以外による作業が行われていたこと。
 - ・ 伐倒する立木の樹高の2倍以上の距離の範囲から、被災者が避難したことを確認せずに伐倒を行ったこと。
 - ・ 伐倒作業の周辺で作業を行う者の退避場所が定められていなかったこと。
 - ・ 伐倒者の合図に対する伐倒者以外の応答合図を定めていなかったため、Aさんは被災者からの応答を確認せず伐倒を行ったこと。
- ② 災害の原因に対する災害防止対策は次のように考えられます。
 - ・ 伐倒者以外の者が、伐倒する立木の樹高の2倍の距離の範囲内で作業を行うことがないように事前に作業計画を定め、その計画を関係労働者に周知すること。
 - ・ 伐倒者に、伐倒する立木の樹高の2倍の距離の範囲外に伐倒者以外の作業者が退避したことを確認させること。
 - ・ 事前に退避場所を選定し、確実に退避させること。
 - ・ 事前に伐倒者の合図に対する伐倒者以外の応答合図を定めること。
 - ・ 伐倒者以外の作業者が、伐倒作業中に伐倒する立木の樹高の2倍の距離の範囲内に立ち入ることがないように安全教育を徹底すること。

4 おわりに

今回の災害は、伐倒する最終段階でAさんはホイッスルを鳴らし、周辺にいたBさんと被災者に合図を行いました。

それに対し、Bさんからの応答はありましたが、被災者からの応答はありませんでした。

しかし、Aさんは被災者がその場から移動し、伐倒方向から離れていったため、伐倒の合図が被災者に伝わったものと思い、伐倒に踏み切ったものでした。

被災者は、伐倒方向から離れていったはずなのに伐倒直前には伐倒方向に立ち入っており被災したものでした。

Aさんが、被災者から応答がなかったことを不審に思い、被災者から応答があるまで合図を繰り返し、作業を中断したままであれば、災害は発生しなかったとも言えますが、Bさんの位置も伐倒予定木の樹高の2倍の範囲内でした。

つまり、この現場では、伐倒時にその周辺で作業を行う者が樹高の2倍の範囲に入っているということは日常的にあったものと思われます。

伐倒木による周辺作業者の災害防止は、伐倒方向が予定どおりに行かないことも想定し、伐倒木を中心に樹高の2倍の範囲内に人を立ち入らせない、立ち入ってこないことを確認する以外に対策はありません。

事業主・管理者は、労働者の教育を行うことと共に伐倒作業時にこの基準が守られているかどうかを確認し、日々の作業時において適切な指示指導を行うよう努めてください。

臨時社員として入職した被災者は、これから正社員になるため日々努力する毎日であったろうと思います。

林業に限らず、どのような作業を行うにしても、思い込みによる判断をしてはならないことと同時に、法令等を遵守し、定められた手順や行動がとられているという職場をつくることが重要です。

ほつと一息

vol.4



梅雨の合間に「休み（桜島の大地より）」

新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局訓練室

【平成31年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は99.4%（前年同月比0.3P増）、県外就職希望者の就職内定率は99.9%（前年同月比0.1P増）、全体で99.7%（前年同月比0.2P増）となりました。県内就職内定者は2,150人で就職者全体の52.2%。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は96.9%（前年同月比0.9P減）、県外就職希望者の就職内定率は96.1%（前年同月比0.1P減）、全体で96.5%（前年同月比0.5P減）となりました。県内就職内定者は782人で就職者全体の44.7%。
- 景気の緩やかな回復基調が続いている中で、高校生の県内求人数は6,322人と前年同月比で388人（前年同月比6.5%）増加したこともあり、高校生の就職内定率は5年連続で99%台の高水準となっています。また、大学生の就職内定率についても、県内、県外いずれも96%台と高水準にあり、県内就職希望者の就職内定率が6年連続で90%を超えるなど、高水準が続いています。
- 鹿児島労働局とりまとめの平成31年3月新規学卒者の就職内定状況については、下記の鹿児島労働局HPに掲載しています。
http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成31年3月末現在】

県内有効求人倍率 1.34倍（前月比0.02P増）

全国平均有効求人倍率 1.63倍（前月と同等水準）

県内正社員有効求人倍率 0.97倍（前年同月比0.08P増）

全国正社員有効求人倍率 1.14倍（前年同月比0.07P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が55ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は、35ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては、企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

平成31年4月1日～人材確保等支援助成金「働き方改革支援コース」制度新設

鹿児島労働局職業対策課

●働き方改革に取り組むうえで、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

なお、働き方改革に取り組む中小企業とは、時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業のことです。

働き方改革に取り組む中小企業が、時間外労働の縮減、設備投資及び生産性向上を図ってもなお、人材の確保が必要な場合に助成します。

＜助成額＞ ◆計画達成助成 雇入れた労働者1人当たり 60万円
 短時間労働者1人当たり 40万円
 ◆目標達成助成 労働者1人当たり 15万円
 短時間労働者1人当たり 10万円

※この助成金についてのご相談は、職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成31年 業種別死傷災害発生状況（平成31年4月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成31年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	433	2	471	3	-38	-1
1 製造業	84	0	96	0	-12	0
1 食料品製造業	47		49		-2	
4 木材・木製品製造業	6		9		-3	
9 窯業土石製品製造業	3		6		-3	
11～12 金属製品製造業	4		5		-1	
13～15 機械器具製造業	6		7		-1	
上記以外の製造業	18		20		-2	
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	68	0	77	0	-9	0
1 土木工事業	35		31		4	
2 建築工事業	30		40		-10	
3 その他の建設業	3		6		-3	
4 運輸交通業	37	0	59	0	-22	0
1 鉄道・航空機業	0		2		-2	
2 道路旅客運送業	2		5		-3	
3 道路貨物運送業	35		51		-16	
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	4	0	12	0	-8	0
1 陸上貨物取扱業	1		5		-4	
2 港湾運送業	3		7		-4	
6 農林業	20	1	24	2	-4	-1
1 農業	6	1	10	1	-4	
2 林業	14		14	1		-1
7 畜産・水産業	19	0	24	0	-5	0
8 商業	67	0	55	0	12	0
1 卸売業	10		4		6	
2 小売業	53		41		12	
3 理美容業	0		1		-1	
4 その他の商業	4		9		-5	
9 金融・広告業	5	0	5	0	0	0
11 通信業	9	0	5	0	4	0
12 教育・研究業	5	0	3	0	2	0
13 保健衛生業	58	0	52	0	6	0
1 医療保健業	24		19		5	
2 社会福祉施設	34		30		4	
3 その他の保健衛生業	0		3		-3	
14 接客娯楽業	21	0	25	0	-4	0
1 旅館業	7		5		2	
2 飲食店	10		10			
3 その他の接客娯楽業	4		10		-6	
上記以外の事業	36	1	33	1	3	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	21	1	23	1	-2	
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	15		10		5	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	36	0	56	0	-20	0
第三次産業（8～17）	201	1	178	1	23	0

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】新潟県 【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業

＜課題と対応＞弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



盛り付け時間が25%削減

専務取締役

＜独自の工夫＞
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入スクも軽減している。

＜実施内容＞ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

＜成果＞弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

＜企業概要＞
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

＜課題と対応＞繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、
預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

人事課長

＜独自の工夫＞

各冷蔵ケースの本体電源を
こまめにOFFにしたり、（別ス
イッチを取り付け）、同業他社
と比べ営業時間を短くしつつ
商品を売りつくすようにした
りし、廃棄ロスや保管設備費
の削減につなげている。

＜実施内容＞商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

＜成果＞レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】栃木県 【従業員数】115人
【事業の種類】麺類の製造及び販売業

＜課題と対応＞麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は
5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

専務取締役

＜独自の工夫＞
各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイト・パートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役役にフィードバックして改善を行っている。

＜実施内容＞大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・能率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

＜成果＞仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、
仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

＜企業概要＞
【所在地】広島県 【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業

＜課題と対応＞食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率となっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

社長

＜実施内容＞新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を削出できた。

＜成果＞食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、
食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）



厚生労働省

県内のみなさまに 改正労働基準法をお知らせしたい！

傘下・会員のみなさまにもお配りいただけると幸いです

【鹿児島労働局・労働基準監督署】



改正労働基準法のお知らせ方法

- ① 業界や地域などの団体単位で
業界団体や地域の団体の**定例会**、**勉強会**などに職員が出張してご説明します



- ② 企業単位で
職員が**個別に訪問**して、改正法の説明や、各企業の実情に合わせた労働時間管理などのアドバイスをいたします

立入調査・指導ではありません！



問い合わせ方法

- 以下をご記入の上、最寄りの労働基準監督署又は鹿児島労働局労働基準部監督課にFAXを送信してください
- 後日、担当から日程調整などのご案内の電話をいたします

【FAX送付先（FAX番号）】

最寄りの労働基準監督署

鹿児島署 (099-214-9186)

鹿屋署 (0994-41-7394)

川内署 (0996-20-0874)

加治木署 (0995-63-3348)

名瀬署 (0997-52-6869)

鹿児島労働局労働基準部監督課 (099-226-7772)

2018年6月29日、働き方改革関連法が成立し、**労働基準法**は制定以来70年ぶりに**大きく改正**されました。

残業は月100時間もないし、高度プロフェッショナルの職種もないから、関係ないと思うんだけど

改正内容は、時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度**だけじゃない**のです

実は、**年次有給休暇の5日の取得義務**が、最もみなさまに影響があるのではないかと考えています。

年次有給休暇の話は聞いているけど、もう義務化されているのかな？

今年の4月1日から義務化されていますよ。

そーか もう義務化されているんだ！

具体的な法改正の中身や、法改正に対応した労務管理の方法など、いろいろと知りたいんだけど、どうしたらいいかな

右記でご案内します

いずれかに☑をお願いします

☐ 団体として説明を希望します（団体様の場合）

☐ 個別訪問を希望します（企業様の場合）

団体名・企業名	
所在地	
電話番号	
ご担当者様	



2019年度 厚生労働省 鹿児島労働局委託
《働き方改革推進支援センター事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

（受託者：鹿児島県社会保険労務士会）

年5日
有給休暇の
確実な取得

施行日
2019年4月1日

時間外労働
の上限導入

施行日
2019年4月1日
（中小企業：2020年4月1日）

正規・非正規間の
不合理な
待遇差解消

施行日
2020年4月1日
（中小企業：2021年4月1日）

すべて無料

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？
- ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆何か役立つ**助成金**はあるの？



中小企業・小規模事業者



企業訪問による相談支援



来所相談

電話相談

メール相談

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）**

が応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
（鹿児島県社会保険労務士会事務局内）
※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp

連絡先

0120-221-255



来所相談、電話相談、メール相談、訪問相談
すべて無料！

《ご活用ください》

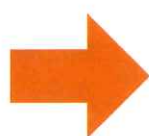
公益財団法人 産業雇用安定センター

人と企業を結ぶ出向・移籍等の

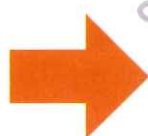
送出企業

お手伝いをしています

受入企業



産業雇用
安定
センター



- 人材育成や雇用調整などで「人材の送り出し」をされる時 ※離職前にご相談ください
- 事業の再構築を検討される時
- 定年退職予定の方が他企業への再就職を希望する時

- 事業の拡大や創業、増員・欠員補充など「人材の募集」をされる時、ご希望の人材を紹介します
- 雇用関係助成金の取り扱いもあります

- 47都道府県事務所の全国ネット・ハローワークなど他の機関との併用が可能です。マンツーマンで在職中から再就職までのお手伝いをします。

（ご利用は無料です）

- 原則離職後6カ月以内での委託訓練や、各講習等の支援も行っています。
- 経験豊富な講師が、各種セミナー（有料）も行います。
- 系列・グループを超えた出向を通して雇用調整・キャリアアップ・人材育成・他社交流等のお手伝いを行います。

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください



公益財団法人
産業雇用安定センター
鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階
電話 099-812-9551 FAX 099-258-9101
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



夏の生活スタイル変革（ゆう活） はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方

夏の生活スタイル変革（ゆう活）とは

現在、政府では、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、明るい夕方のうちに仕事を終わらせ、夕方からは家族などとの時間を楽しむことを推進して、ワーク・ライフ・バランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的として、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」）を展開しています。具体的には、夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。



明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などの推進にご配慮願います。

働き方・休み方改善ポータルサイト

「朝型勤務」や「フレックスタイム制」の推進などに積極的に取り組んでいる企業の具体的な取組について、働き方・休み方改善ポータルサイトで確認することができます。取組内容を確認のうえ、それぞれの「夏の生活スタイル変革」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

働き方・休み方改善 ポータル

検 索

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239

令和元年度第1回作業環境測定士試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

（公財）安全衛生技術試験協会より令和元年度第1回作業環境測定士試験について周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

◆試験の種類・試験日

第一種作業環境測定士試験	令和元年8月21日（水）・22日（木）
第二種作業環境測定士試験	令和元年8月21日（水）

◆受験申請書の受付

(1) 受付期間	令和元年5月24日（金）～6月21日（金）
(2) 提出先	（公財）安全衛生技術試験協会本部（東京）

詳細は、試験協会（Tel03-5275-1088）又は当協会（Tel099-226-3621）まで。

令和元年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

厚生労働省では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けて様々な取組を実施しており、企業としても実情に応じた取組が喫緊の課題です。

あわせて、労働災害の防止や健康確保対策など健全な企業経営が求められています。

本年度は、これらの課題に対応した二つの特別講演を中心に大会を開催することにいたしました。

少しでも企業の皆様のお役に立てれば幸いです。

事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、行政関係者等の方の参加をお待ちしています。

●日 時 令和元年7月1日(月) 午後1時00分～4時15分（開場12:00）
●会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1 電話099-257-8111）

※ 駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますので公共機関をご利用願います。

【特別講演第1】

演題：脳卒中について ～その予防と両立支援～

講師：（公社）鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島

産業健診医局産業保健部 副部長 河村 裕（かわむら ゆたか）氏

【特別講演第2】

演題：先進的な「働き方改革」で従業員満足度の向上を図る
～離島の中小企業で人材が育つ・集まる～

講師：町田酒造株式会社 代表取締役社長 中村 安久（なかむら やすひさ）氏

●●特別講演者紹介●●

河村 裕 氏



平成5年 産業医科大学 卒業 医師免許取得
平成7年 鹿児島大学第3内科（神経内科）入局 京セラ(株)鹿児島国分工場の産業医
鹿児島大学保健管理センター助教・産業医、日本郵政(株)九州郵政健康管理センター鹿児島分室などを歴任
平成27年 （公社）鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島 産業健診医局着任
現在、産業保健部副部長 専門は、産業医学、内科
日医認定産業医、労働衛生コンサルタント（保健衛生）
日本産業衛生学会専門医、九州地方会産業医部会幹事

中村 安久 氏



昭和60年 日本大学法学部政治経済学科卒業
同年4月 (株)鹿児島銀行入行
平成15年 人事部主任調査役
平成21年 串木野、加世田、大島、県庁支店長を歴任
平成28年 人事部参事役
平成28年 (株)鹿児島銀行退職
同年4月 町田酒造(株)代表取締役社長に就任
働き方の見直しに向けた取組を率先し、地域全体における機運の醸成に成果をあげている。（公財）日本生産性本部認定経営コンサルタント

◆主 唱
◆主 催

厚生労働省 鹿児島労働局
（公社）鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
鹿児島県砕石協同組合連合会

◆共 催

（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部
（独法）労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部
鹿児島県T H P推進連絡協議会

◆協 賛

（公社）鹿児島県医師会
（公社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

◆後 援

鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社（予定）

【問い合わせ先】 鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局（鹿児島県労働基準協会内 電話099-226-3621）



第78回

全国産業安全衛生大会

会場

10月23日(水) → 25日(金)



総合集会 10月23日(水)

みやこめっせ（京都府京都市）

分科会 24日(木)、25日(金)

みやこめっせ、京都パルスプラザほか
京都市内各会場

参加費 13,200円
(10%消費税込)

総合集会 特別講演

「ときめきのとき」



10月23日(水)
(みやこめっせ)

金工作家・前東京藝術大学 学長
宮田 亮平 氏

分科会 講演

安全管理は
「ダイバーシティ」で向上する!?



10月24日(木)
(みやこめっせ)

株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
国際女性ビジネス会議実行委員長
佐々木かをり 氏

同時開催 緑十字展2019 ～働く人の安心づくりフェアin京都～

期日 10月23日～25日
会場 京都パルスプラザ 入場無料

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人京都労働基準協会
協賛：建設労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会（連合会）
後援：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、京都府、京都市、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、
京都経営者協会、京都商工会議所、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、
京都府中小企業団体中央会、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、
公益社団法人日本保安用品協会、日本労働組合総連合会京都府連合会、一般社団法人京都府医師会、
京都府社会保険労務士会、京都府労働組合総評議会（順不同／予定、申請中含む）

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA 中災防



お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課
☎ 03-3452-6402 e-mail: taikai@jisha.or.jp

令和元年度 鹿児島地区出張特別試験のご案内

～労働安全衛生法に基づく免許試験～

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター

鹿児島地区出張特別試験が令和元年8月24日（土）に次のとおり実施されます。

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

① 学科試験手数料

各免許試験とも 6,800円

学科試験手数料の払込は、所定の用紙を使用し、郵便振替又は銀行振込にしてください。（現金納入はできません。）

4 受験申請書の受付期間（必着）

令和元年6月12日（水）から6月28日（金）まで
（土・日を除く）

★実技試験について

(1) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）、移動式クレーン運転士免許試験及び揚貨装置運転士は、実技試験を伴いますが、登録教習機関の実技教習修了者は、修了日から1年間実技試験が免除となります。

(2) 学科試験合格者で、九州安全衛生技術センターで実施する実技試験を希望された方は、実技受験票により、実技試験の日時をお知らせします。

(3) 実技試験手数料

11,100円を実技試験当日九州安全衛生技術センター受付に現金で納入してください。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

（福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL0942-43-3381 <http://www.kyushu.exam.or.jp/>）

(4) 揚貨装置運転士の実技試験は、水島港湾技能教習所（岡山県）で実施いたします。

5 鹿児島国際大学への交通機関

(1) J R

鹿児島中央駅から指宿・枕崎線「喜入、山川または枕崎行き」で坂之上駅下車、乗車時間約25分、徒歩約20分。

(2) 鹿児島交通バス

・「平川動物園行き」又は「指宿・枕崎行き」で、坂之上南停留所下車、徒歩約20分。

・「国際大学・慈眼寺団地行き」で国際大学前停留所下車、徒歩約5分。

注・バスは、道路事情によって、かなりの遅れも見込めますので、ご注意ください。

特に、「国際大学・慈眼寺団地行き」は、便数が少ないので注意が必要です。

・受験者駐車場はありますが、交通混雑が予想されますので、車で来られる方は、余裕をもってお出かけください。また、学生駐車場入口から進入して下さい。

別表1 試験の種類及び 試験の日時・場所

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験日	試験の種類	試験時間	試験場
8月24日（土）	○ 第一種衛生管理者	9:30～12:30	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 2号館 所在地：鹿児島市坂之上 8丁目34-1 （試験当日の間合せ先： TEL 090-8689-4071）
	○ 第二種衛生管理者	9:30～12:30	
	潜水士	10:00～15:30	
	★ クレーン・デリック運転士（クレーン限定）	13:30～16:00	
	★ 移動式クレーン運転士	13:30～16:00	
	★ 揚貨装置運転士	13:30～16:00	
	○ 一級ボイラー技士	10:00～15:30	
	二級ボイラー技士	13:30～16:30	
	ボイラー整備士	13:30～16:00	

※試験については、大学に問い合わせをしないで下さい。
駐車場は台数に制限がありますので、できるだけ公共交通機関を利用して、ご来場ください。

- （注）1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。
2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。
3. 大学構内は「歩行喫煙・ポイ捨て厳禁」です。喫煙は所定の場所で行います。
4. 試験当日は、大学内の食堂・売店は営業していません。

別表2 受験申請書の受付

試験の種類ごとに次の団体で受付けます

試験の種類	受験申請書提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 クレーン・デリック運転士（クレーン限定） 移動式クレーン運転士	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 （〒892-8550） 電話：099-226-3621
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 （〒892-0816） 電話：099-223-1544
潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 （〒890-8512） 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター （〒892-0835） 電話：099-226-2611



令和元年7月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

お問い合わせ・申込書取り寄せ先
 本 部：TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
 教習所：TEL099-261-6298 FAX099-261-6299

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 7/1～7/5	6/3～6/7	【全科目者】 会員：30,860円 一般：31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 7/1～7/2		【科目免除者】 会員：20,060円 一般：21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者（キャブリアー車限定を除く）
	床上操作式クレーン運転	7/1～7/3	6/3～6/7	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	7/10～7/12	6/10～6/14	会員 18,440円 一般 19,440円	
	【普通自動車運転免許証写し必要】 高 所 作 業 車 運 転	7/16～7/17	6/17～6/21	【全科目者】 会員：30,680円 一般：31,680円 【科目免除者】 会員：29,600円 一般：30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	7/18～7/19	6/17～6/21	会員：12,824円 一般：13,824円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/22～7/26	6/24～6/28	【全科目者】 会員：65,200円 一般：66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
		【科目免除者】 7/22～7/23		【科目免除者】 会員：36,040円 一般：37,040円	
	玉 掛 け	7/22～7/24	6/24～6/28	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	石綿作業主任者	7/25～7/26	6/24～6/28	会員 12,824円 一般 13,824円	
	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 7/29～8/2	7/1～7/5	【全科目者】 会員：30,860円 一般：31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
【科目免除者】 7/29～7/30		【科目免除者】 会員：20,060円 一般：21,060円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者（キャブリアー車限定を除く）	
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上)【実技免除】	7/8～7/13	6/10～6/14	【全科目者】 会員 89,882円 一般 90,882円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特別 教育	アーク溶接等	7/8～7/10	6/10～6/14	会員 18,360円 一般 21,600円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	7/16～7/17	6/17～6/21	会員 16,460円 一般 19,700円	
	クレーン運転	7/29～7/30	7/1～7/5	会員 16,770円 一般 20,010円	
その他	職 長 教 育	7/4～7/5	6/3～6/7	会員 12,744円 一般：15,984円	
	職 長 教 育	8/1～8/2	7/1～7/5	会員 12,744円 一般：15,984円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転 技 能 講 習	7/16～7/18	6/17～6/19	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
 TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転技能講習	8/19～8/20	7/22～7/26	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。